

愛知県有機農業推進計画

平成21年3月24日制定

はじめに

農業は、食料の生産という基本的な役割に加え、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全や美しい景観の形成、生物多様性の保全など様々な多面的な機能を有しています。これらの多面的な機能は、農業が環境と調和する形で適切に営まれてこそ発揮されるものです。

このため、愛知県では、平成6年に「愛知県環境保全型農業推進基本方針」を策定し、化学肥料や化学合成農薬の使用量を減らし環境への負荷を低減する環境保全型農業を推進してきました。

さらに、環境保全型農業の普及・定着を進めるとともに、県民の関心の高い農産物の安全確保を図るため、平成20年3月に「愛知県環境と安全に配慮した農業推進計画」を策定し、県、市町村及び関係団体が一体となった取組を推進しています。

一方、国においては、有機農業の確立とその発展を目指すため、平成18年12月に「有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）」（以下、「有機農業推進法」という。）が施行され、平成19年4月には、有機農業の推進に関する施策を総合的かつ計画的に講じるために必要な基本的な事項を定めた「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）が公表されました。

有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、農業生産に由来する環境への負荷を大幅に低減するものであり、生物多様性の保全に資するものです。しかし、栽培技術体系が確立されていないため、化学肥料や化学合成農薬を使用する通常の農業に比べて、病害虫の発生等による品質や収量の低下が起こりやすいなどの課題を抱えており、その取組は少ないという現状にあります。

このような現状を踏まえ、本県の有機農業を推進するため、有機農業推進法及び基本方針に基づき、「愛知県有機農業推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定します。

第1 基本的な考え方

1 有機農業の定義

有機農業は、有機農業推進法第2条で「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されています。

なお、こうした特徴を有する有機農業を、本県が推進する「環境と安全に配慮した農業」の特徴的な取組の一つに位置づけます。

2 推進の基本的な考え方

有機農業は、病害虫の発生等に加え、多くの場合、労働時間や生産コストが大幅に増加するなどの課題を抱えています。このため、県内で有機農業に取り組む団体等は30団体（個人を含む）で、作付面積は92ha（県内の作付面積全体の0.1%）となっています（平成18年農業経営課調べ）。

この推進計画では、こうした現状を踏まえ、地域の実情や農業者その他の関係者の意向に配慮しつつ、有機農業者とその関係者の協力を得て、以下の事項に重点を置き推進します。

- (1) 有機農業に関する技術の研究の強化
- (2) 有機農業の取組を支援するための推進体制の整備
- (3) 有機農業に対する消費者の理解促進

第2 計画の期間

計画の期間は、平成20年度からおおむね5年間とします。

なお、情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じて推進計画の見直しを行います。

第3 有機農業の推進の目標

1 有機農業に関する技術の研究

有機農業に関する技術の確立に向け、毎年度3課題以上の研究に取り組むことを目指します。

2 有機農業の取組を支援するための推進体制の整備

地域段階（県内7農林水産事務所）に、有機農業の取組を支援するための体制を整備することを目指します。

3 有機農業に対する消費者の理解促進

有機農業が化学肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とする環境と調和の取れた農業であることを知る消費者の割合について、50%以上とすることを目指します。

第4 有機農業の推進施策

1 有機農業に関する技術の研究と普及

(1) 有機農業に関する技術の研究

ア 農業総合試験場を中心に、有機農業者等で実践されている技術の実態把握を行うとともに、有機農業に関する技術を確立するため、土壌管理技術や病害虫防除技術等の研究に努めます。

イ 有機農業の実践ほ場における環境への影響や生物多様性の保全効果に関する調査の実施に努めます。

(2) 研究成果等の普及

ア 市町村、農業団体、有機農業者または民間の団体等と連携し、有機農業に関する研究成果等の農業者への提供に努めます。

イ 有機農業者または民間の団体等が行う技術交流会等の開催の支援に努めます。

2 有機農業の取組に対する支援

(1) 有機農業の取組に対する支援

ア 有機農業の適切な生産工程管理を進めるため、あいち版有機GAP（ギャップ）を策定し、その導入の推進に努めます。

イ モデルとなり得る有機農業を核とした地域振興計画を策定した地域に対して、有機農業者、農業団体、市町村、有機農業の推進に取り組む民間の団体等の協力を得て、地域における有機農業に関する技術の実証及び習得の支援に努めます。

ウ 各種補助事業の活用により、たい肥等の生産・流通に関する共同利用機械・施設の整備の支援に努めます。

エ エコファーマーの認定を希望する有機農業者等に対して、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）」に基づく導入計画の策定や、実施に対する支援に努めます。

(2) 新たに有機農業を行おうとする者への支援

ア 新たに有機農業を行おうとする者に対する研修の実施や民間の団体等が主催する研修との連携に努めます。

イ 新たに有機農業を行おうとする者への支援ができるよう、普及指導員等に対して、有機農業に関する技術及び知識についての情報提供に努めます。

ウ 市町村、農業団体及び有機農業者等と連携し、各農林水産事務所農業改良普及課を中心に就農相談の実施に努めます。

(3) 有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援

ア 有機農業者に対し、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）」に基づく有機農産物の日本農林規格

の活用についての情報提供に努めます。

イ 有機農業を推進する民間の団体等が行う、流通業者や販売業者と有機農業者との意見交換会等の開催の支援に努めます。

3 有機農業に対する消費者の理解促進

(1) 有機農業に関する県のホームページを立ち上げ、有機農業に関する情報発信に努めます。

(2) 食育や地産地消（「いいともあいち運動」）、農業・農村体験学習等の活動と連携し、地域の消費者や児童・生徒などの有機農業に対する理解の促進に努めます。

(3) 自然循環機能の増進、環境への負荷低減、生物多様性の保全等、有機農業の持つ様々な機能についての理解を促進するため、啓発資料の作成や意見交換会の開催等に努めます。

(4) 民間の団体等が行う、有機農業者と消費者の相互理解に向けた取組を促進するため、優良な取組についての情報発信に努めます。

第5 その他有機農業の推進に必要な事項

1 有機農業の推進体制の整備

(1) 県段階における推進体制の整備

ア 県段階では、農業団体、農業生産資材団体、流通関係者、消費者団体等を構成員とする「愛知県環境と安全に配慮した農業推進協議会」（以下、「協議会」という。）において、推進計画に掲げられた目標の達成に向けて、関係者間の連携を図り、有機農業の推進に努めます。

イ また、協議会に設置した「環境と安全に配慮した農業技術検討委員会（有機農業部門）」において、有機農業の推進方策等を検討します。

(2) 地域段階における推進体制の整備

地域段階においては、県内7農林水産事務所に環境と安全に配慮した農業推進協議会を設置するとともに、農業者、農業団体、市町村、県関係機関等が連携し、地域の実情に応じた有機農業の推進に努めます。

(3) 市町村段階における推進体制の整備

市町村段階においても、環境と安全に配慮した農業の推進体制の整備と合わせて、地域に即した有機農業が推進されるよう働きかけます。

2 民間の団体等が行う有機農業の推進のための活動支援

有機農業の推進に取り組む民間の団体等に対して、有機農業の推進に関する情報提供や意見交換を行い、その活動の支援に努めます。

3 有機農業者等の意見の反映

有機農業者に対する現地での聞き取り調査や意見交換等により、有機農業者や消費者の意見を把握し、施策への反映に努めます。

4 調査の実施

有機農業の推進を図るため、生産・流通の動向、技術の開発・普及の動向、取組事例等の調査を必要に応じて実施します。

《推進体制イメージ》

